

令和6年度あわらし人事行政の運営等の状況

あわらし人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年あわらし市条例第1号）第6条の規定により、令和6年度（一部令和7年4月1日現在のものを含みます。）の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

この公表は、職員の給与や職員数、勤務条件などを市民の皆さんにお知らせすることにより、市の人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員定数の適正化への取り組み

本市の職員数については、合併当初（平成16年3月1日）の398人に対し、直近の令和7年度（令和7年4月1日）には317人となりました。定員管理については、令和4年度に第3次あわらし市定員管理計画を策定し、職員数の管理を行っています。この計画は定員モデルや類似団体の職員数を参考に、今後の行政需要等を勘案しながら策定しており、中期的な定員管理計画となっています。今後も、適宜、計画を見直しながら、職員数の適正化を図っていきます。

【注】1 定員モデルとは、定員管理の適正化を進める際の基準となる職員数の算定方法の一つです。職員数に関係のある指標（人口、世帯数、面積など）をもとに、職員数の試算値を算定するものです。

2 類似団体とは、人口や産業構造などにより全国の市町村をいくつかのグループに分類し、同じグループに属する団体をいいます。県内では大野市、勝山市があわらし市と同じグループに属しています。

(2) 採用者数及び退職者数の状況

令和6年度中の退職者数及び令和7年4月1日の採用者数の状況は、次の表のとおりです。

区 分 職種	退職者数		採用者数
	R6. 4. 1 ～R7. 3. 30	R7. 3. 31	R7. 4. 1
事務	3人	7人	12人
土木		2人	
保育教諭	1人		1人
保健師			2人
管理栄養士			
社会福祉士			
介護支援専門員	1人		
司書			
学芸員			
技能労務職員	1人	1人	5人
任期付職員	1人		6人
計	7人	10人	26人

(3) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

区 分 部 門		職員数				増減 (対R6)	増減の主な理由
		R4	R5	R6	R7		
一 般 行政部門	議 会	5	4	4	4	0	
	総 務	73	74	74	81	+7	危機管理課の新設および欠員補充による増
	税 務	16	14	17	16	-1	欠員不補充による減
	民 生	71	74	78	80	+2	子育て支援関連業務に伴う体制強化による増
	衛 生	13	13	15	15	0	
	労 働	1	1	1	1	0	
	農林水産	18	18	17	18	+1	欠員補充による増
	商 工	12	18	19	16	-3	観光関連業務の見直しによる減
	土 木	23	19	18	17	-1	欠員不補充による減
一般行政部門計		232	235	243	248	+5	
特 別 行政部門	教 育	47	51	50	55	+5	欠員補充による増
公営企業等 会計部門	水 道	6	6	5	5	0	
	下 水 道	5	6	5	4	-1	民間包括委託による減
	そ の 他	5	5	5	5	0	
合 計		295	303	308	317	+9	

【注】 職員数は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除いています。

【注】 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業や介護保険事業などの担当部門をいいます。

《参考》会計年度任用職員数(令和7年4月1日)58人 ※パートタイム職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

本市では、平成18年度から人事評価の試行を重ね、平成23年度から本格運用を開始しています。その評価結果は翌年度の6月及び12月の勤勉手当並びに1月の昇給に反映されます。

本市の制度は、職員の能力や実績を適正に評価し、人事や給与等の処遇に反映させるとともに、目標管理手法を導入し、職員一人ひとりに行政サービスの提供者としての自覚を促し、主体的に課題に取り組む職員の意識改革や効果的な人材育成を図ることを目的としています。

【注】 目標管理手法は、職員個々が組織（部や課など）の目標と連動した業務目標を設定し、設定した目標に対する達成度や達成のための取組みなどを評価する手法です。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和6年度の普通会計決算の人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
6年度	人 26,302	千円 19,420,178	千円 1,111,926	千円 2,778,633	% 14.3

【注】1 普通会計決算とは、各地方公共団体の財政状況の把握や分析に用いるため、総務省の定める基準に基づき作成される決算です。特別会計や企業会計を除いた会計をまとめて作られますが、本市の場合は、一般会計決算から金津雲雀ヶ丘寮に係る起債の償還費用を控除し、農業者労働災害共済特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計を加えた額が普通会計決算となります。

2 人件費には、市長や議員などの特別職に支給した給料や報酬、会計年度任用職員に支給した給料なども含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和6年度の普通会計決算の職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
6年度	人 361	千円 1,219,544	千円 128,370	千円 464,388	千円 1,812,302	千円 5,020

【注】1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（パートタイム職員を除く）を含む普通会計の令和6年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

令和6年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額等の状況は、次の表のとおりです。

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
あわら市	39.0歳	294,519円	338,845円	315,886円
国	42.1歳	323,823円	— 円	405,378円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
あわら市	49.1歳	250,562円	261,577円	258,246円
国	51.2歳	288,144円	— 円	330,553円

【注】1 一般行政職は、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いた職です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況

令和7年4月1日現在の一般行政職職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分	大学卒	高校卒
あわら市	220,000円	188,000円
国	I 種 230,000円 II 種 220,000円	188,000円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

令和7年4月1日現在の一般行政職職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	1級		2級		3級
標準的な職務内容	主事	技師	主事	技師	主査
職員数	29 人	3 人	49 人	3 人	49 人
構成比	13.2%	1.3%	22.2%	1.3%	22.2%

区 分	4級	5級		6級		7級		計
標準的な職務内容	主任	主幹	課長補佐	参事	課長	理事	部長	
職員数	16 人	4 人	33 人	2 人	22 人	2 人	9 人	221人
構成比	7.2%	1.8%	14.9%	0.9%	10.0%	0.9%	4.1%	100%

【注】 1 あわら市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当の状況

令和7年4月1日現在の主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

① 扶養手当等

区 分	内 容		国との比較
扶養手当	配偶者	3,000円/月	国と同じ
	22歳までの子1人につき	11,500円/月	
	特定期間にある子（1人につき） 【注】 特定期間とは、扶養親族の子が16歳に達する年度の初めから22歳に達する年度末までの期間をいいます。	5,000円/月を加算	
	父母等1人につき	6,500円/月	
	重度心身障害者1人につき	6,500円/月	
住居手当	家賃61,000円以上	28,000円/月	国と同じ
	家賃27,000円を超え61,000円未満	家賃額から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額	
	家賃27,000円以下	家賃額から16,000円を控除した額	
通勤手当	交通機関等の利用者 【注】 通勤距離片道2km以上の場合に限ります。	運賃等(定期券)相当額 (上限150,000円/月)	国と同じ
	乗用車等の使用者 【注】 通勤距離片道2km以上の場合に限ります。	通勤距離に応じ、2,000円から31,600円まで	

② 管理職手当

区 分	支給額
部 長	77,300円
理 事	72,700円
課 長	61,400円
参 事	41,500円

③ 期末・勤勉手当

(令和6年度支給割合)

区 分	あわら市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.025月	2.250月	1.225月	1.025月	2.250月
12月期	1.275月	1.075月	2.350月	1.275月	1.075月	2.350月
計	2.50月	2.10月	4.60月	2.50月	2.10月	4.60月
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。		

④ 退職手当

区 分	あわら市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月

⑤ 時間外勤務手当（普通会計決算）

区 分	支給額	職員1人当たりの平均支給年額
令和6年度	42,019千円	129,289円

【注】 選挙時の投開票事務に支給した手当は含みません。

(7) 特別職の給料、報酬等の状況

令和7年4月1日現在の特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当(令和6年度支給割合)
市 長	890,000円	6月期 1.700月 12月期 1.750月 計3.450月
副市長	700,000円	
教育長	600,000円	
議 長	440,000円	
副議長	370,000円	
議 員	350,000円	

4 職員の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

令和6年度の本庁職員の勤務時間は、次の表のとおりです。

勤務時間帯	休憩時間
8時30分～17時15分	12時～13時

(2) 休暇の概要

職員の休暇制度の概要は、次の表のとおりです。

区 分	内 容	令和6年度の取得状況
年次休暇	1年につき最高20日間与えられます。前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。	1人当たりの平均取得日数 9.9日
病気休暇	負傷や疾病のために勤務することができない場合、医師の証明などに基づき認められる休暇です。休暇の期間は90日以内です。	取 得 者 27人
特別休暇	特別な事由により、勤務しないことが相当である場合として規則で定めている休暇です。結婚休暇や忌引休暇、産前・産後休暇などが規則で定められています。	結婚休暇 3人 忌引休暇 27人 産前・産後休暇14人 配偶者出産休暇4人 育児参加休暇 0人
介護休暇	家族などを介護する必要がある場合、連続する6カ月の期間内で認められる休暇です。期間中、給与は支給されません。	取 得 者 0人

【注】 1 年次休暇は年単位で与えられるため、1人当たりの平均取得日数は1月1日から12月31日までの日数です。

2 病気休暇及び介護休暇の取得者は、令和6年度中に休暇等を開始した職員数です。

5 職員の休業の状況

令和6年度に休業を取得した職員の数、次の表のとおりです。

	育児休業	部分休業
男性職員	7人	0人
女性職員	12人	8人

【注】 令和6年度中に休業を開始した職員数です。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が心身の故障などによりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して行う不利益処分のことです。分限処分には、給料の号給を低い額に決定する「降給」、一定期間職務に従事させない「休職」、現在の職よりも低い職に任命する「降任」及び職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

令和6年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降 給	休 職	降 任	免 職
処分者数	0人	7人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の職務上の義務違反などに対して行う制裁措置のことです。懲戒処分には、軽い順から、書面等で戒める「戒告」、給料を一定期間減額して支給する「減給」、懲罰として一定期間職務に従事させない「停職」及び懲罰として職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数	0 人	1 人	0 人	0 人

7 職員の服務の状況

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

本市では、服務規律を確保するため、会議及び研修の機会を通じて、又は年末年始等の機会をとらえて、通知文等により職員に周知徹底を図っています。

8 職員の退職管理の状況

職員の再任用の状況は次の表のとおりです。

区分	フルタイム勤務	短時間勤務	合計	うち令和6年度退職者
事務	0 人	11人	11人	2 人
土木	0 人	0 人	0 人	0 人
保育教諭	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職員	0 人	3 人	3 人	1 人
合計	0 人	14人	14人	3 人

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条には「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

本市では、外部での研修を通して時代の変化を読み取り、柔軟かつ的確に対応する能力と知識を育むとともに、令和元年度からは、職員の資質向上を目的として、マナー、接遇及びコミュニケーション等に関する市独自の職員研修を併せて実施しています。令和6年度の研修の状況は、次の表のとおりです。

庁内研修(市独自)	受講者数(延べ人数)
接遇研修	169人
メンタルマネジメント・ハラスメント研修	443人
男女共同参画に関する職員研修	156人
計	768人

派遣研修	受講者数(延べ人数)
福井県自治研修所	107人
福井県庁、全国市町村国際文化研修所など	2 人
その他の研修機関	20人
計	129人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他福利厚生事業に関する事項について、計画を立てて実施するよう地方公務員法第42条に定められています。本市では、職員の福利厚生事業として、生活習慣病予防検診やがん検診、ストレスチェックのほか、人間ドック受診への助成などの健康管理事業を実施しています。

令和6年度の各種検診の受診状況は次のとおりです。

項 目	受診者等	費 用
一般健康診断	445人	2,963千円
人間ドック	62人	471千円
がん検診	延べ596人	1,343千円
ストレスチェック	462人	163千円

また、職員の互助組織である「あわらし職員互助会」において、元気回復事業や冠婚葬祭に際しての給付を行っています。

令和6年度のあわらし職員互助会の決算状況は、次のとおりです。

項 目		金額	項 目		金額	備 考
収入総額		3,083千円	支出総額		1,940千円	
内 訳	会費	1,967千円	内 訳	元気回復事業	906千円	
	繰越金など	1,116千円		慶弔給付など	1,034千円	

※会員数：382人（令和7年3月31日現在）

※公費負担は、平成27年度に廃止しました。

※都市職員体育大会は、令和5年度をもって廃止となりました。

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。令和6年度は、公務上のけが等による申請は2件でした。

11 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されています。公平委員会が処理する事務は同法第8条第2項に定められており、その主な内容は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ③ 職員の苦情を処理すること。

(2) 業務の状況

令和6年度の公平委員会の業務の状況は、次の表のとおりです。

業務の種別	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の件数	0件